

令和 5 年 3 月市議会臨時会  
提 出 議 案 の 要 旨

目 次

議決案件 ..... 1

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 5 年 3 月 2 9 日

## 議決

### 議案第62号 豊田市営住宅条例の一部を改正する条例

#### 【要旨】

山村地域での居住を希望する者に対する住宅の設置に当たり、愛知県営夏焼住宅を譲り受け豊田市営住宅とした後、当該住宅の位置付けを豊田市山村地域活性化住宅に変更するため、豊田市営住宅から除外する。

- 1 豊田市営夏焼住宅（以下「夏焼住宅」という。）の設置（令和5年4月1日）

名 称	位 置
夏焼住宅	豊田市夏焼町ナカヤシキ58番地

- 2 夏焼住宅の豊田市営住宅からの除外（令和5年4月2日）  
夏焼住宅の位置付けを豊田市山村地域活性化住宅に変更するため、豊田市営住宅から除外する。

【担当課：定住促進課】

### 議案第63号 豊田市山村地域活性化住宅条例の一部を改正する条例

#### 【要旨】

山村地域での居住を希望する者に対する住宅を提供するため、稲武地区に豊田市山村地域活性化住宅夏焼住宅を設置する。

- 1 豊田市山村地域活性化住宅夏焼住宅（以下「夏焼住宅」という。）の設置（令和5年4月2日以後）

名 称	地区	位 置
夏焼住宅	稲武	豊田市夏焼町ナカヤシキ58番地

- 2 夏焼住宅の住戸使用料等の額（令和5年4月2日以後）

区 分	月 額
住戸使用料	30,000円
1台当たりの駐車場使用料	500円
共益費	800円

【担当課：定住促進課】

議案第64号 指定管理者の指定について（豊田市山村地域活性化住宅夏焼住宅）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市山村地域活性化住宅夏焼住宅の指定管理者を指定する。

- |   |                |  |
|---|----------------|--|
| 1 | 施設の名称          | 豊田市山村地域活性化住宅夏焼住宅                             |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号<br>愛知県住宅供給公社<br>理事長 水野 直樹 |
| 3 | 指定の期間          | 令和5年4月2日から令和7年3月31日まで                        |

【備考】

- 1 愛知県住宅供給公社の概要
  - (1) 設立年月 昭和40年11月
  - (2) 基本財産 32,500,000円
  - (3) 職員数 102名
  - (4) 事業内容 ア 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡  
イ 住宅用地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡  
ウ 公営住宅及び共同施設の管理の一部の代行
- 2 指定管理者となる団体の選定方法  
豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第2条第1号該当
- 3 指定手続条例第2条第1号  
専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。

【担当課：定住促進課】